

令和3年9月定例会

予算委員会  
全体会議録

9月15日(水)

防府市議会

令和3年第4回 予算委員会会議録

○日 時 令和3年9月15日（水）

○場 所 議会棟2階 議場

○付議事件 議案第53号 令和3年度防府市一般会計補正予算（第4号）

---

○出席委員（24名）

委員長	高砂 朋子
副委員長	石田 卓成
委員	青木 明夫
委員	今津 誠一
委員	牛見 航
委員	宇多村史朗
委員	梅本 洋平
委員	河杉 憲二
委員	河村 孝
委員	久保 潤爾
委員	清水 力志
委員	曾我 好則
委員	田中 健次
委員	田中 敏靖
委員	橋本龍太郎
委員	藤村こずえ
委員	松村 学
委員	三原 昭治
委員	村木 正弘
委員	森重 豊
委員	安村 政治
委員	山田 耕治
委員	吉村祐太郎
委員	和田 敏明

○欠席委員（なし）

---

○その他の出席者

議長 上田 和夫

---

○説明のため出席した者（18名）

総務部長 熊野 博之

財政課長 池田 晋

総合政策部長 石丸 泰三

総合政策部次長 高橋 光男

庁舎建設室長 伊藤 忍

産業振興部長 白井 智浩

産業振興部次長 藤井 正明

農林漁港整備課長 池田 昌則

商工振興課長 本間 良寛

土木都市建設部長 石光 徹

土木都市建設部次長 宮本 松典

土木都市建設部参事 藤本 英明（河川港湾課長）

道路課長 澁谷 勝彦

都市計画課長 野間 敬

消防長 米本 静雄

消防本部次長 植木 克己

通信指令課長 中島 栄一郎

通信指令課主幹 石川 昭夫

---

○討論に出席した者（13名）

教育長 江山 稔

総務部長 熊野 博之

総合政策部長	石丸 泰三
地域交流部長	能野 英人
生活環境部長	入江 裕司
健康福祉部長	藤井 隆
産業振興部長	白井 智浩
土木都市建設部長	石光 徹
会計管理者	寺畑 俊孝
教育部長	杉江 純一
議会事務局長	藤井 一郎
消防長	米本 静雄
上下水道事業管理者	河内 政昭

---

○出席書記 秋里 あゆみ

---

午前10時 開会

○高砂委員長 おはようございます。ただいまから予算委員会を開催いたします。

執行部については、竹末総務部次長から欠席の届出がございましたので、御報告申し上げます。

---

#### 議案第53号 令和3年度防府市一般会計補正予算（第4号）

○高砂委員長 さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました議案第53号・令和3年度防府市一般会計補正予算（第4号）について、お手元に配付しております審査日程並びに審査要領に基づき審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、本案につきましては、去る8月30日の議会運営委員会において、分科会での審査を省略することを全会一致で決定しております。したがって、本日は採決まで行うこととなりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これより総務委員会、産業建設委員会の各所管順に執行部の補足説明を求めます。

まず、総務委員会所管のうち、総務部及び消防本部の事項について執行部の補足説明を求めます。

なお、発言に際しましては挙手の上、委員長の許可を得た後にお願いをいたします。

○熊野総務部長 総務部でございます。よろしく願いします。

議案第53号・令和3年度防府市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部所管事項について御説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算において、総務部所管の歳出はありませんので、歳入について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

上段の表の1目総務費補助金4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、このたび、国から追加で臨時交付金の交付限度額が示されたことから、7,900万円計上するものでございます。

その下の表の1目繰越金1節前年度繰越金につきましては、このたびの補正予算において不足いたします一般財源5,400万円につきましては、前年度繰越金により対応するものでございます。

総務部の補正予算につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○植木消防本部長** 続きまして、消防本部所管分の債務負担行為につきまして御説明いたします。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

下段の消防通信指令業務共同運用事業負担金でございますが、山口市、萩市及び防府市の3市が共同で設置する仮称県央消防司令センターの実施設計業務について、防府市分の負担金368万5,000円を、令和3年度から4年度の2年間の債務負担行為として追加するものでございます。

消防本部所管分は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○高砂委員長** ただいまの補足説明に対する質疑を求めます。

**○田中（健）委員** 6ページ、7ページの繰越金について伺います。

この補正予算で5,400万円入れておきまして、それから既に議決をした議案第52号・補正予算の3号で1億円繰越金を入れております。

併せて、この9月議会で1億5,400万円ほど繰越金を入れるわけですが、令和2年度の決算をやって19億1,681万円、それほどの実質収支があつて、それだけの繰越金が最終的に入るわけです。それで、その2分の1、約9億6,000万円を財政調整基金に最終的に積むんだと思うんですが、まだ積んでおりませんので、今回の9月補正で合わせて1億5,400万円、それから当初予算で繰越金は1億円というふうに見込んでおりますので16億6,281万円です。それぐらいのお金が、まだ宙に浮いたような形になるわけです。16億円のようなお金が。

最終的には来年の3月議会で、繰越金でみんな計上して帳尻を合わせるんでしょうけれども、予算の透明化といいますか、そういうことからいくと、今、16億円ぐらいのお金が予算上には全然出てこない、宙に浮いたような形で不透明な形になるわけです。

だから予算書をつくるときに、もちろん6月の時点では概略のものしかできないけれども、9月では決算をする議会ですから、きちっとしたものが出てくるわけです。

だから、そういうふうな形で、やっぱり16億円のお金が市の懐にあるのに、それが予算上出てこないような、こういう繰越金の出し方というのは、ちょっと私は予算の透明化だとか、財政の透明化ということから考えるといかがなものかと思うんですが、この辺の考え方をちょっと伺いたいと思います。

去年からこういうやり方になったんです。それまではちゃんと、これを6月議会、9月議会に分けて、6月議会は概算、9月議会では最終的なきちっとした数字を出しておったんですが、それを出さなくなったというのは、ちょっと私は問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

○池田財政課長 お答えします。

今、御指摘のありました課題もありますが、前年度の収支、いわゆる実質収支の予算措置のタイミングについてですが、これまでで言いますと、今、言われたとおり6月で、最終的には9月補正で予算措置させていただいていました。

その折に、年度途中でありますけど、議会の議決権の及ばない予備費、予備費が多大に増額になるということであるということから、基本的には、今、委員言われたように昨年度から3月補正で予算措置することとしております。

具体的には、前年度の実質収支については財政調整基金、その入りに対して財政調整基金への法定積立て分、2分の1と合わせて今年度の収支に関わる予算措置、財政調整基金の取崩し、予算措置していますけど、その最終的な取崩しの額の設定、こういったものを、いわゆる収支の見込みに併せてそういった額を設定するというので、それらを併せて3月で対応させていただいております。

ただ、今回のように年度途中でこういった補正予算措置する必要があるありましたら、こういった今年度の収支には影響のない、前年度の収支を使って補正予算措置したいという、あとは財政調整基金の残高、これを勘案した上で、そういった所要額を計上していきたいと考えています。

予算の透明性ということもありますが、19億円、今、宙に浮いてございますが、これらについては決算の成果報告書、決算書でもお示しておりますので、これらについては適正に処理していきたいと考えております。

以上です。

○田中（健）委員 それはそれで一つの説明にはなりますが、19億1,600万円ぐらいの実質収支があつて、それで今のところ当初予算と9月補正で2億5,400万円計上された。残り16億6,200万円ぐらいがまだある。こういう数字を我々に分かるように、16億円のうち積立てに回さないといけないものは、これは法的に決まっているわけですから、9億6,000万円積立てなくてはならない。そうすると、残り7億200万円ぐらい財政的にはゆとりがあると。

これは、例えば財政調整基金の崩す金額を抑えるためだとか、そういうことに今後使うわけでしょうけれども、そういう数字をせめて我々議員に示していただきたい。私、昨日これ、いろいろ調べて計算したらこうなるというふうに言いましたけれども、こういうことが我々議員には全然分からないわけです。

そういった資料を示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○池田財政課長 お答えします。

今、委員おっしゃることも理解できます。それで、基本的には通年予算ということは補正はないんですけど、こういった形で補正予算を計上するごとに丁寧に説明していきたいと思っています。

以上です。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

総務部及び消防本部の皆様、お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時12分 開議

○高砂委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして、総務委員会所管のうち総合政策部の事項について執行部の補足説明を求めます。

なお、発言は挙手の上、委員長の許可の後をお願いいたします。

○高橋総合政策部次長 総合政策部でございます。総合政策部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の12、13ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。

上段の庁舎建設事業、庁舎棟、福祉棟建設工事及び工事監理業務につきましては、令和6年度までの本体工事等に係る経費として限度額を設定しようとするものでございます。

総合政策部は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高砂委員長 ただいまの補足説明に対する質疑を求めます。

○今津委員 それでは、庁舎建設事業の債務負担行為104億円についてお尋ねしたいと思います。

この債務負担行為104億円は新庁舎建設計画における本庁舎及び福祉棟の建設費であり、県負担分も含むと。このような説明を受けたところであります。

まず、この104億円の中身について、お尋ねをしたいと思います。

本庁舎の建設費、それから福祉棟の建設費、それから通路等の共用部分、これを含むものであるのかどうかちょっと定かではありませんが、もし、これを含むものであるならば、その部分の建設費は幾らなのか、まずお尋ねいたします。

○伊藤庁舎建設室長 庁舎建設室でございます。お答えいたします。

勉強会のときにも申し上げましたけれども、今、この中には庁舎棟、福祉棟の建設費ということで、発注方針のところでも申し上げましたが、今回、3つの工事に分離しますということで建築主体、それから電気設備、それともう一つ、機械設備、主に空調等ですが、こちらの3つの工事、これを含みます。

先ほど言われたように、いわゆる共用部分、通路等は当然、中に全部含むということになります。

もう一つあるとすれば、いわゆる工事監理費、通常、設計業者にお願いすることが多いですが、工事全体の工事監理をする費用、こちらの委託料もこの中に含んでおります。

以上となります。

○今津委員 建設主体それから電気、それから機械、これを含むものであるという説明を受けましたけれども、それも参考になりますが、私が聞きましたのは本庁舎の建設費、福祉棟の建設費、それから通路等共用部分の建設費、これはそれぞれ幾らになるのですかと、このように聞いておるわけです。お答えください。

○伊藤庁舎建設室長 お答えいたします。

入札を控えておりますので、そちらの細かい内容については、いわゆる予定価格の類推につながるものということで、総額の提示にとどめさせていただいております。

以上です。

○今津委員 今の回答はたしか田中議員が一般質問された際にも、そのように答えられたと思うんですけども、では、なぜ入札に支障が生じるのか、その辺が私にはよく理解が

できないところです。

これは恐らくジョイント・ベンチャー組んで入札をされるんでしょうけれども、そういう方々には、この情報というのは公平に行き渡るわけです。その中で競争原理を働かせて札を投じるといふことでもありますから、なぜ支障が生じるのか、その辺が私には理解できません。

そう言われるのであるならば、その理由というものを、ここではっきりと示してください。

**○伊藤庁舎建設室長** 入札の予定価格に関わる情報ということで、あらかじめ秘匿すべき情報ということになりますので、今現在、内容については公表しておりません。

以上です。

**○今津委員** 全然、私の質問の答えになっていないです。その程度の回答では。何で支障が生じるのか、その理由を明らかにしてくださいと、支障が生じるところが果たしてあるのかどうか、私が疑問に思うから、どこに支障が生じる理由があるのか、そこを示してほしいと、こう言っているわけです。

**○石丸総合政策部長** 庁舎建設室長がお答えしましたけれども、どこの事例も秘匿すべき情報ということになっておりまして、どうやって推計するのか私もつぶさには知りませんが、やはり、あまり発注前にそうした情報を出すというのは公平性に支障が出る場合があるというのが専門家の見立てでございますので、よその市町村と同じような扱いをさせていただいているということでございます。

**○今津委員** 私も長年こういった入札の計画を聞いてまいりましたけれども、今回のように、こういったものを全く明らかにしない、公表しないというのは、私は初めての経験のように思います。ほかの議員さんも恐らくそうじゃないかと思えますけれども、そういった説明は、ちょっと納得がいかないという感じがします。

それと、こういった数字というものをできるだけ明らかにしてもらわないと、我々議会とすればチェック機能というものが果たせないと、こういうことになるわけです。市民から見たら、一体あんた方、何を審査したのかねと、そんな議会なら不要じゃないかと、要らんじゃないかと、こういったような議会不要論も出てきかねない問題です。

ですから、やっぱりちゃんと出すべきものは出すという方針でやっていかなければならんということを強くここで申しておきたいと思えます。

それから104億円のうち、本庁舎それから福祉棟のそれぞれの県負担分です。それから通路等共用部分も含むということでありましたから、その部分の県負担分、これが大体どれぐらいになるのかということは、やっぱり言ってもらわないといけないと思えますが、

その辺のところを説明してもらいたいと思います。

○石丸総合政策部長 先ほど建築主体、電気設備、機械設備というような分け方もあるというようなことを申し上げました。先ほどと同じ理由で、やっぱりそこは秘匿すべき情報ということでございます。

今、8階建てでございまして、そのワンフロアが県ということでございますので、8分の1ぐらいの負担はあるということなんですけど、その辺を出していくと、また県は独特の設備を設けたりもしますので、ますます予定価格の類推につながっていくということがありますので、そこはやっぱり同じ理由で秘匿させていただくといったことでございます。

○今津委員 これまで県は建設費に対しては応分の負担をすると、こういう説明でありました。そういうことで、じゃあ、それでは大体、県の負担分がこれぐらいになるんですよということぐらいの数字は、やっぱり明らかにしていくべきだと、さっきと同じですけども、そういうふうに思います。

それでも、やはり出さないと言いますか、どうですか。

○石丸総合政策部長 先ほどお答えしたとおりでございます。

○今津委員 これじゃ全く審議にならないですね。こういう回答を続けておったら。

それで、ちょっと床の権利等について尋ねるんですけども、私は基本設計の段階で、県は床の権利を買い取るのか、あるいは賃貸にするのかということを探ねました。そのときは、まだ基本設計の段階ですから、これから検討してまいりますという回答だったと記憶しております。

今、実施設計の段階に入ってきたわけですから、その辺のことについても、もう相当明らかになってきているはずだと思うんですけども、買取りなのか賃貸なのかということをお尋ねします。

○伊藤庁舎建設室長 お答えいたします。

今現在、県とも協議を進めております。

○今津委員 何て。

○伊藤庁舎建設室長 今現在、県とも、まだ協議を進めております。

○今津委員 まだ決まっていないと。

○伊藤庁舎建設室長 最終的には当然、県という相手方がいらっしゃることですので金額はちゃんとはっきりして、県と合意が取れましたら、県と発表の時期を合わせて公表していきたいと思っております。

以上です。

○今津委員 全く予想外の不可解な回答です。この実施設計の段階に及んで、なお買取り

なのか賃貸なのかまだ決まっていないと。ちょっとそれ、議会、ばかにした話じゃないかという感じがします。とんでもない話よ。これ、質問が続かないです。そんな答弁ばかりじゃ。

それで、ちょっと聞きたかったのは、県が例えば買取りをしたといった場合に、庁舎の寿命も60年近くあるわけですから県も何があるか分からない。そうすると、ここは不要になった。したがって、ここは市に買い取ってもらいたいと、買取りを迫ることもあるかもしれません。

そういったことのなきよう、ちゃんと当初の契約書においてはそういったことも明記をしておくべきだと思いますが、その点について、どのように考えていますか。

**○石丸総合政策部長** 以前、議員からの一般質問にもお答えしたかと思いますが、そういったものについては契約等でしっかり確認を、その辺の賃貸になるか、買取りなのかというところもありますけど、ちゃんと文書にしたためたいというふうに考えております。

**○今津委員** それから、庁舎の敷地のことについて基本的な考えを聞くんですけども、庁舎の敷地というのは、これは市民の財産といってもいいですよ。この市民の財産について今、市は計画の中でこうするああすると、こういうふうな計画をしておるわけですけども、その際には当然、この土地の利用の仕方等について、市民の了解を得るということが私は絶対に必要なことではないかと思うわけですけども、その点については、どのように考えているんですか。

**○石丸総合政策部長** 基本設計のパブリックコメントといたしまして、そのときに用地の使い方、つぶさにしたかと思っております。そのときに、いろいろと意見をいただきましたので、市民の方がどのようなことを考えられているのかということは承知をしております。

土地の処分だとか、賃貸だとかということになって、議会にお諮りすべき事柄が出ましたら、また相談させていただき、議決もいただいて、事を前に進めてまいらなければならないというふうに考えております。

**○今津委員** 今、土地の利用についての了解というのは、市民からの了承といいますか、市民に説明は一応しているかもしれませんが、市民がそれでいいですよというようなことには至っていないわけで、その辺はいろいろと課題がまだ残っているというふうに言わざるを得ないと思います。

それで、保健所を福祉棟の中に入れるということでもありますけれども、今回、コロナで明らかになったことが、こういった保健所とか公立病院です。こういったものを国は小さ

な政府というようなことで整理統合、あるいは縮小をしてきたわけです。

公立病院も大分、何割かな、ちょっと忘れましたがとも減っている。それから保健所に至っては、この二、三十年で大体4割縮小したと言われております。それから職員は2割弱縮減をしております。これでは、こういったコロナのような疫病災害が発生したときには、もう全然、対応ができないわけです。

これ、病院よりも司令塔ですから保健所は、非常に重要な組織であるわけですがけれども、そういった機能が果たせないということで、それで今、市がやろうとしておることは、こういう縮小の流れに沿って、この庁舎の中に入れていくと、こういうことをやろうとしているわけです。

ですから、コロナが発生して、その反省の中で、今までの体制であってはならないという中で、こういったことをまたしていくということは、やはり考えなければならない問題だろうというふうに思うわけですがけれども、その辺について、あまりいい回答は期待しておりませんが、一応お尋ねします。

**○石丸総合政策部長** コロナ禍という大変な状況変化が起きたということについては、我々としては一つのよいきっかけでもあったというふうに前向きに捉えております。

今、保健所の話が出ましたけれども、山口健康福祉センターの支所という位置づけでございまして、それでいいのかという議論もずっとありました。県のほうも、いろいろ考えていらっしゃるようございまして、感染症に関して思いもよらぬ事態になりましたけれども、今までのスタッフの在り方です。そういったものもよかったんかという反省もあつてと思いますので、その辺は十分検討されていると思いますし、6月ぐらいに県のほうとちょっと話をしたのが、いわゆる県立総合医療センターの機能強化ということの中で、感染症に関してかなり踏み込んだ検討をされるということでございまして、時代はどちらかということ、コロナに対して手厚く取り組んでいこうという流れにあると思いますので、その辺の心配は、私のほうはないかなというふうに思っております。

**○今津委員** ですから、市の庁舎の中にこういった建物を造って、そういうところに潜り込ませていこうと、これは縮小の流れなんです。そういうことであつては、おかしいですねと、こういうことです。こういった建物は、やはり一般の市民から隔離した場所というのが適当だし、それから独立した施設でなければならない。支所にするようなことであつてはならないというふうに思うわけで、今のこういう施設に対する考え方というのは、コロナ以前の考え方であるということ指摘しておきます。

それから、この建設を正当化する際に利便性が向上すると、先日も市長がワンストップ化ができるというようなことを言っておられたけれども、そういう説明をするのであるな

らば、じゃあ、どの程度の頻度でそういうサービスが受けられるのか、それをちゃんとシミュレーションしているのかということです。

ほかの用事で庁舎に来て、そして保健所に行く用事とか、あるいは土木事務所に行く用事とか、そういったケース、レアケースと言ってもいいと思いますけれども、実際に年間に何件あると想定しているのか、その辺の数字も、やはりはっきり示した上でサービスの向上につながるんだと、こういうふうには言わなければならないと思うんですけれども、シミュレーションをした結果、どういうふうな件数を想定しておるのかということ、ここではっきり示してもらいたい。

**○石丸総合政策部長** 市役所の庁舎に毎日来られる車の数なんですけれども、大体1,500台からちょっと上ということでございます。

その方が重複した用件で、例えば県土木に行かれるとかいったことについての調査はしておりませんが、1,500台、2人で来られたら3,000人なんですけど、1人で来られたと仮定しましても1,500人が何らかの用件を、この同じ敷地内で済ませることができる。

その日にたまたまそういったものが発生しないとしても、どっか一日休みを取るなりなんなりすればワンストップで用事が済むという利便性はあるだろうというふうに考えております。

**○今津委員** だから、そういったようないい加減なことではなくて、ちゃんとシミュレーションをして、そういったものをはっきり示さなければならないと思うんです。

今のような説明では、子どもに言うような説明であって、聞かれたときには、いや、シミュレーションした結果、実はこんだけ年間の件数があると予想されますということをはっきり言わなきゃならんです。そういうことなしに、ただ行政サービスが向上しますということでは、十分な説明ではないというふうに思います。

それで今ちょっと資料を忘れたんですけれども、庁舎に来庁の用件というので、市民課で住民票とか印鑑証明とか、そういったものを取りに来るとするのが大体6割強ですか、それから、あと年金とか国保か、国保、年金、これが大体2割ぐらい。それからもう一つは何だったか、ちょっと度忘れしましたがけれども、それが2割ぐらいで、それでほとんど100に近いような数字になっているわけです。

何が言いたいかというと、これから市民が来庁する機会というものが減りこそすれ増えることはないであろうといったときに、さっき言ったように、いや、これは行政サービスの向上につながるんですよというような、いい加減なことであってはならないというふうに私は思います。

それから土地の高度化のことについては、これは県の施設の移転を可能にするという意味での高度化ですから、あんまり論じる必要もなかろうと思います。

それからパブコメでも多数意見がありましたけれども、今、市はシンポジウムも一回もやっていない、それから説明会も一度も開催していないということです。

さきの市議会議員選挙に立候補された方に対して、ある民間の団体がアンケート調査をしたところの結果では、やはり賛否に関わらず説明会は開催すべきであると、こういうふうな意見が多数あったわけです。当選された方の中にも、そういった意見を持っておられる方も賛否に関わらずあると思うんです。

したがいまして、本来ならば、この債務負担行為を上げる前の段階において、こういったものを事前に実施して、そして市民に十分な説明をする、市民の意見もよく聞くというような姿勢が必要だと思うんですけれども、今の市の姿勢を見ておると、いや、もう計画はこさえた、これで一寸も、それ以外のことについては考える必要はないんだと、市の考え方というのを出しましたけれど、そういったような姿勢が非常に強く感じられる。私はこれ、今はもうファッションに近いんじゃないかというようなことを言いましたけれどもそういったような状況です。

したがいまして、やはりこういった予算化する前に、ちゃんと説明会を開催すべきと思うんですけれども、これについて再度お尋ねしますけど今、どのように考えておられるんですか。

**○石丸総合政策部長** パブコメで、いわゆる誘致ゾーンのことで、特に様々な声を聞かせていただいております承知をしております。それについての説明会を行えというようなお求めも頂戴してまいったと思っております。

我々としては基本設計の段階でそれを言いまして、基本設計とは特に直接関係がないという整理でいきましたけれども、重く受け止めてはおります。

ただ、大多数の市民からは御賛同いただいているという、我々は考えでございますので、今に至るまで説明会は開催していないということでございます。

**○今津委員** それは勝手な解釈であって、説明会を開催することによって非常にいい結果を生んだという例があります。

それはどういうことかという、この庁舎の位置を決めるときに市は当初、駅北が最適だということで計画をどんどん進めておりました。しかし、シンポジウムを開催する、あるいは各地区で説明会を開催する、その中で市民の声を間近に聞いて、これはちょっと考え直さなきゃならんんじゃないかなということで、結局、駅北候補地は没になって、現庁舎敷地ということになったわけです。これは要するに説明会をやったがために、こういうよ

い結果を生んだんだということです。

ですから、勝手に市民の大多数が我々の計画に賛成しているからやらんでもいいんだと、こういうことでは絶対あっちゃならんと思います。ちょっとどうですか、もう一遍、ちょっと。

**○石丸総合政策部長** 皆さんの声を聞くということは重要なことだと思っております。

今、御紹介のありましたシンポジウムをやりました。平成29年の1月だったと思いますけれども、駅北公有地という建設場所を計画に盛り込んで、そういう計画を作りましたということでシンポジウムを開きまして、いろいろ反響もございました。

その辺の反響を受けて平成29年3月議会の最終日だったと思いますけれども、議会のほうで付帯決議を頂戴いたしまして、全会一致ということで両候補地の計画を作るようにというのを議会の総意として示していただきましたから、その辺から始まっていると思っています。

それから皆さん御存じの経緯を経て現在地ということでも落ち着きましたけれども、議員の皆様からの声を聞くということが、その中でも特に重要だと思っておりますので、市民の皆様のご意見を頂戴する機会も重要ですが、まずは市民の代表でいらっしゃいます市議会の皆様のご意見をいただいて進めていくというのが、我々執行部としての立場だというふうに考えております。

**○今津委員** それは議会制民主主義ですから、一応、建前はそういうことになっております。しかし、議会だけでは多くの市民の声を吸収できないということも大いにあるんです。だから、議会だけで決めれば、もう問題はないんだということにはならないということです。もう一度その辺はよく理解してもらいたい。

それと、この説明会に関係して市長の説明責任あるいは応答責任というのがあります。これは自治基本条例の第17条だったと思いますが、そのことが規定されております。

市長等とは、政策の形成、実施及び計画の各過程において、その経過、内容等を市民等に分かりやすく説明する責任を果たさなければならないと、こういうふうになっております。

今の状況を見ると、パブコメをやって、その後、市から回答を出しただけで市民に十分な政策の説明というものがなされているとは思えません。要するに今の状況は、市長は自治基本条例に反しているんだということにもなるわけです。

ですから、こういった条例違反をやったのでは困るんじゃないかということなんですけれども、コロナもあって、なかなか難しいところも中にはありますが、しかし、コロナがあるからといって説明会をやらんでもいいということにはならないわけですから、この

市長の説明責任を果たしてもらおう意味でも、できればこの債務負担行為の前にやってもらいたいと思うわけですが、これは上がっているから、ちょっとタイミングが遅れていますが、10月に入札の公告をすると、こういう計画を説明されましたよね。だから、その前にでも、ぜひ、この説明会は開催するべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○石丸総合政策部長 先ほども申しあげましたけれども説明会の開催予定はございません。

それから、自治基本条例に抵触しているのではないかという御指摘につきましては、それは考え方としては我々のほうには持っておりません。

○今津委員 石丸総合政策部長にちょっと一言言いますが、そういう予定はありませんとか、そういう我が道を行くという、人の声は聞かんとというような姿勢が、あなたの言動の端々に感じることもあるんです。だからそういう考え方は、やっぱり取ったらまずいと思います。

やはり予定はないじゃなくて、やる必要があるんです、説明会は。そういう考えでは僕はいけないと思います。市民の意見をよく聞いて、そして市民の意見の中から取り入れるべきところがあったら取り入れていく、特にこの庁舎敷地は市民のもので、多くの市民は、市民のための市民広場として活用してほしいという、非常に熱烈な願望もあるわけです。そういったことを今は無視したような形で進めておるわけです。そういう市民の声を聞かずにやっていくという姿勢は絶対にとっちゃならんと思います。言うても聞かんかもしれませんけれども、それでは反発を買うだけだと思います。

取りあえず私のほうからは、この程度で。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○田中（健）委員 何点か質問させていただきますが、今回、債務負担行為の設定がされております。

債務負担行為が設定されると、この庁舎建設に関わるものは義務的経費ということになりますので、先のほうで歳入歳出予算が計上されても議会が減額修正するということがよくないというようなことがあります。そういう節目のときだということで、きちっとお尋ねしたいと思います。

質問の1点目ですが、ちょっと改めてこの場で聞いておかなければならないと思いますので、今後のスケジュールです。それについてもう一度この場で御説明をお願いしたいと思います。

○伊藤庁舎建設室長 お答えいたします。

直近のスケジュールといたしましては、まずこの議会終了後になりますけれども10月

に入札の公告の予定、そして、予定では12月、年内に入札を行いまして、来年1月から大体2月ぐらいにかけて落札の候補者の決定や共同企業体の結成、それから仮契約、そして、次の令和4年の3月議会に契約議案を上程すると、そういった予定にしております。

**○田中（健）委員** 分かりました。確認の意味でお聞きしました。

それから、さきの一般質問の場で、時間的な制約がありましたので私の質問の悪さも手伝っておるわけですが、庁舎棟の面積が314平米増えている、それから福祉棟の面積が402平米ほど減っていると。このことについて簡単にお聞きしましたけれども、後で他の議員からもっと詳しく聞くべきであったというお叱りも受けました。もう少し詳しい説明を、この場でいただければありがたいと思いますが。

**○石丸総合政策部長** 詳しい内容については伊藤室長がお答えしますが、さきの一般質問の答えで私も舌足らずなところがあったなと思うところがあるので、そこは私のほうで、この場をお借りして再度説明させていただきたいと思います。

庁舎棟のほうでございますけれども、面積ちょっと増やしました。コロナの関係でというのはあったんですけれども、コロナの関係で相談室とかそういうのを増やしたというところはあるんですが、床面積が増えたのは大まかにいって吹き抜け部分の縮小が大きかったんです。だから床にしたということです。吹き抜けじゃなくて床にしたということで、そこで床面積を増やしております。

これも一般質問でちょっとお答えしましたけど、設計者と発注者の感覚の違いというのがあって、やっぱり設計者は、ちょっとモダンな格好いいものを造りたいというのがどうもあるようで、吹き抜けがかなり大きかったんです。それを模型等で確認して、やっぱりこれはどうもおかしいと気づいて、そこを、いわゆる消防法に引っかからない程度に増やしたという内容でございました。ちょっとその辺、説明が足りなかったのでつけさせていただきます。

**○伊藤庁舎建設室長** それでは私のほうからもう少し具体的なのというか、庁舎棟のほうの増については今、部長のほうから申し上げましたけれども、福祉棟のほうは逆に減になっていると。これ、いわゆる純粋に技術的なのというか、そういった部分も実はかなりございまして、例えば福祉棟のほうで申し上げますと面積減になっておりますが、基本設計の段階では、一応2階建プラス塔屋が1階という表現になっておりました。

単純に申し上げますと、屋上に、例えばエレベーターだとか、そういった機械室の小さいのが載っていると、そういったイメージです。

ただ実施設計の中で、いろいろと構造等を見直す中で、あとは建築基準法上、算定しないといけない面積なのかどうかといったことを検討する中で、その部分は建築面積として

計上する必要はないといったことになって、その部分が減っているといったような部分もございます。

例えば庁舎棟のほうに関しましては、一つ分かりやすい例で言うと8階の上、いわゆる屋上なんですけど、そちらに機械室を設けています。空調であったり様々な電気関係の設備をそこに載せるんですけど、もともとは露天で、基本設計時点では屋上に機械を設置する、そういう想定にしておいたのが、いろいろと設備見直す中で、柱を立てて壁を造って、屋根を造って、いわゆる機械室として中に収めないといけないといった部分が出てきましたので、その部分がいわゆる建築面積に入ってきたといった部分もございます。

こういった、いわゆる純粹に技術的な部分が多々ありましたので、それを含めての増減ということになっております。

以上です。

○田中（健）委員 今回の説明だと、いわゆる建築面積です。土地を使う面積といいますか、これについては大きな変更はないということですか。それもやっぱり変更があるわけでしょうか。

○伊藤庁舎建設室長 結論から言うと大きな変更はございません。というのが、ちょっともう建てる場所が限られておりますので広げたいのはやまやまなんですけど、広げるのには限度がありますので、大きくゴンと広がったとか、そういったことはございません。

以上です。

○田中（健）委員 9月補正予算の概要、これの8ページに立面図といいますか、そういったようなものが出ております。

これを見ますと、福祉棟に3階部分ができているような感じになっております。これは塔屋というふうな形で従来は機械室というような形でしたけれども、これが福祉センターの一部のような形になっておいて、なおかつ今までの図では、こういうことはなかったですが、3階同士テラスで行き来ができるようになっております。この図では、そういうような修正がされたわけでしょうか。

私の認識では1階は当然地面でつながっていますから行き来ができると。2階は、その連絡の通路というようなもので行き来ができると。その上に、さらにテラスという形で、その連絡通路の上がつながっているのか分かりませんが、テラスという形で行き来できるように矢印が書いてありますが、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○伊藤庁舎建設室長 申し訳ございません。これ、私も今気づきました。委員おっしゃるとおり2階同士がテラスでつながるといのが正しい形です。図を貼り付けるのに、ちょっとここだけずれたんだと思うんですけど、それで、福祉棟の3階は先ほど申し上げました

ように、いわゆる塔屋というようなものは今、基本的にはございませんが、機械室ではないですけれども露地で機械を置いている部分がございます。いわゆる屋根があって、ここは雨に濡れずに最終的には立体駐車場まで行けるということになるんですけれども、ちょっとこの図に関しては、その部分が誤っておりましたので、おわび申し上げます。申し訳ありません。

○田中（健）委員 分かりました。3階はテラスで行き来できるということはないわけですね。そうであればやっぱりこれちょっと間違えて理解するかもしれませんので、これはちょっと修正版を、ぜひこの委員会終わってからに当然なるしかないわけですが、出していきたいのと、それから、この3階部分が福祉センターと同じ色で塗ってあるわけですが、緑色で、福祉棟の。これは、そういうものはないということですか。これはいわゆる塔屋だとか機械室というのか、そういうものがここに入るとのことですか。

○伊藤庁舎建設室長 おっしゃるとおりです。福祉棟3階にはいわゆる居室というのはございません。

○田中（健）委員 そういうことであれば、この福祉棟の3階部分も庁舎棟の9階部分のような機械室の色で塗っていただかないと困ると思いますので、その辺の修正をぜひお願いしたいと思います。

それから引き続いて、県が入る床の話なんですけど104億円の中に県の床も含まれるわけですが、国の緊急市町村役場機能云々というような事業名の補助制度です。それで、市が持って県に貸す場合、それから県が最初から持つ場合、これによって、この緊急市町村役場機能云々という、市町村という名前がついておって県という言葉がそこに入っておりません。

それで、県が使う床を市が持つ場合と県が持つ場合です。これによってこの補助金とかについては違いが出てくるんでしょうか。

○石丸総合政策部長 市の行政財産として整備する場合は今、御紹介がありました市町村役場緊急機能保全事業の対象になるということで今、県と調整中でございます。

したがって、交付税措置ということがあれば、その部分は有利になるということになってまいります。

○田中（健）委員 そうなりますと財政的なことを考えると、これは市が造って県に賃貸するほうが有利になると、そういうような判断を今、市の執行部はしているということですか。

○石丸総合政策部長 相手方がありますので、その辺は交渉条件になりますのではっきり申し上げませんが、外形的にそっちのほうが得になるということは考えられると思

います。

○田中（健）委員 分かりました。何となく釈然としないところがありますが、財政上はそういう仕組みになっているということですね。

それで、県と協議中というようなお話でしたけれども、今時点、協議中であれば、それは仕方がないですが、これはいつぐらいにははっきりするのか、少なくとも契約議案を議会へ上程する来年の3月よりも早い時点で明らかにしてもらわないといけないことじゃないかと思うんです。

この辺について、もちろん相手があることでありますけれども、どうお考えでしょうか。

○伊藤庁舎建設室長 委員おっしゃったようにちょっと相手方があることですので、なかなかこちらの一存で申し上げられませんが、当然、今、おっしゃるように契約議案に向けて確定していかないといけないと考えております。

○田中（健）委員 今回の庁舎の建設と直接的に関わらない問題ですけれども、今の1号館の解体跡地に対して警察署の誘致を県に要望中であるということで、これについては、さきの6月の県議会で議員の方から一般質問があって県警本部長がかなり前向きに答弁されたというのがローカル紙に載りましたが、そういうような若干、県段階での動きがあったわけですが、その後、県から何らかの回答はまだ当然来ないでしょうが、アプローチ的なものがあったのかどうか、それについてお尋ねします。

○石丸総合政策部長 アプローチというのは残念ながらまだなくて、年度初め等にと、人事異動に伴って御挨拶に行く程度でございまして中身の話はまだいたしたことがございません。

ただ、県議会でちょっと前向きとも取れる御答弁があったなというのは承知しております。

○田中（健）委員 これ私、3月議会で聞いたことではあるんですが、一般質問です。警察を誘致するところの出入口は東西の市道にしかできないんじゃないかと。南北の県道に出入口を造るということは――今、閉鎖されている市の出入口です。あれよりもさらに交差点に近くなるわけですから、前にほかの議員が特別委員会でも指摘されていますけれども、非常に難しいんじゃないかということで、市の見解もそうだと思うんですが、そういうことであれば、例えば警察署のところから市の敷地を通過して南北の県道、今、交差点が桑山のちょっと手前にありますが、そちらへ出入りするようなものということも場合によったら必要かもしれないと。

それは、警察が来るまで、例えば市がそこを駐車場だとかいろんなことの中で使う際にも必要ではないかと、そういう意味でお尋ねしましたが、それは緊急車両だとかそういう

ことではできるけれども、人が通ったりするので難しいというような3月段階の御答弁でしたが、これはやはりそのとおりで変更はない実施設計になっているということでしょうか。

○石丸総合政策部長 緊急車両が、いわゆる市庁舎があるほうの、来庁者の駐車場がある辺りまでかけるとか、そういうことはちょっと想定しておりませんで、ただ、いろいろなサービス車両等通りますから敷地内を行き来できるようにはしておりますけれども、緊急車両が中を走るといのはちょっと想定はしておりません。

○高砂委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○清水委員 それでは質問をさせていただきます。

すみません、ちょっとこれは確認なんですけれど、私の聞き間違いかもしれないんですけど、事前説明のときにこの債務負担行為104億円ですか、この説明のときに、6階の県土木ですか、ここのフロアの部分の買取りも含めて104億円と、何か私聞こえたような、聞こえなかったような、何かそんな感じがしたんですけど、この辺、買取りが決まったのかなというふうに私思ったんですけど、その辺ちょっとどうなんでしょう。

○伊藤庁舎建設室長 お答えいたします。

勉強会のときの私の御説明だと思うんですけども、買取りということは申し上げておりません。県のほうには応分の負担はいただきますと、これまでに御説明しているとおりの御説明を差し上げたと思います。

○清水委員 分かりました。私の聞き間違いだったということで分かりました。

それとちょっと関連で質問をさせていただくんですが、先週の田中健次議員の実施設計のお話でちょっとお聞きしたいんですが、そのときの御答弁の中に、入札への影響が懸念されることは極力避けることが望ましいというふうな、専門家からの意見があったというふうに答弁があったと思うんですが、どのような影響があるのかというのは専門家の方はどのような感じでおっしゃっているんでしょうか。

○伊藤庁舎建設室長 一般質問の御答弁でも申し上げたと思うんですけども、たまたまと言うとおかしいですね、ちょっと遅れましたんで、入札の公告の直前というこの時期になりましたので、いわゆる専門家の方からは全体的なお話としてというのがありますが、なるべくそういう影響が懸念されるようなことは避けるべきだろうということでお話をいただいております。

○清水委員 というのはつまり、入札の時期と実施設計を発表するタイミングが問題というか、懸念される材料ということでしょうか。

○石丸総合政策部長 お答えします。

たまたま重なってしまったということの弊害を考えたということでございまして、普通は田中健次議員からも御指摘がありましたけれど、割と早々にそういうものを出すんです。設計概要というのは。我々も一生懸命作って5月に全戸配布をさせていただきましたけれども、それで終わりというふうな感覚も実はあって、その後も発注業務で山積していたということで、ずっと引っ張ってきて、この時期になったということで、変なタイミングで出しますと、いわゆる工事の入札をする側からすると発注者がどういうメッセージを我々に対して出しているんだらうという疑念を抱くというようなことも含めて、そういった弊害も含めて慎重にやらせていただきたいということで、入札の公告のときに参考資料として出す分には影響がないと考えて、その時期を選んでおります。

○清水委員 先週の一般質問の答弁の中でこのようにもちょっとあったと思うんですけど、実施設計は基本設計とさほど相違はないと、変わらないと。という御答弁もあったと思うんですけど、もしも入札に影響があるとすれば、この基本設計はもう既に示されておりますので、その段階で影響があるんじゃないかと。ちょっと言い方を変えれば、それは矛盾しているんじゃないのかなと、実施設計がこの入札に影響があるというのは矛盾しているように思うんですけど、その辺ちょっとどうでしょう。

○石丸総合政策部長 実施設計の概要版、10ページぐらいのものを考えていますと言っておりますけど、そういったものについて出しますというんですが、委員御指摘のとおりそのような情報はその中に含まれていない可能性が高いです。基本設計の域を出ないとします。なので、いわゆる札を入れられる側からすると何でこの時期にこういうものを逆に出されたんだらうという疑念につながるということがありまして、そういったことへの弊害は避けたいということで、つまらないことでの弊害は避けたいということで、その時期に合わせたほうがいいたらうという判断をしたということでございます。

○高砂委員長 よろしいですか。

○三原委員 もうほとんど質問が出たようですが私は頭がよくないので同じ質問をする可能性もありますから、よろしく願います。

今、専門家、専門家ということで、入札に影響を及ぼすと。専門家というのは誰ですか。

○伊藤庁舎建設室長 お答えいたします。

資格としては1級建築士をお持ちの方で、いわゆる庁舎のアドバイザーとして関わっていただいている方がいらっしゃいますので、県のOBの方ですけれども、そういった方々にお話を伺っております。

ちなみに今回、入札の評価の方法が総合評価方式ということでですので、規定上、いわゆる学識経験者、今回、学識経験者と専門家というのは同じ意味で今、申し上げてますけ

れども、その方からも意見を聴取しなければならないということもございましたので、併せてお話を伺っているところでございます。

以上です。

○三原委員 県のOBというのは、どういう方ですか。

○石丸総合政策部長 今、申し上げましたとおり、資格としては1級建築士をお持ちの方で、県にお勤めだった方で、資格はずっと続いておりますので、今は県の建築士会なりに所属されていらっしゃるって役職も務められておられるような方でございます。

○三原委員 専門的なことだから私はよく分からないんですけど、疑念を抱かれるという言葉が出ました。でもその後につまらない疑念を抱かれるという言葉も出ました。つまらない疑念だったら別に疑念に入らないと私は理解しております。

もう少し具体的に、つまらない疑念だったら議論する必要性もない、それを心配する必要もない、専門家がそういうふうに言われても関係ない、きちんと議会に実施設計の概要版を示せるはずなんですけど、それでも示されなかった理由は何ですか。

○石丸総合政策部長 設計概要を5月にお出ししております。我々としては基本的にはあれで足りたというふうに考えたんですけども、10ページぐらいのものをまた作ってほしいということがありまして、そちらのほうは申し訳ないですけど、ちょっと先ほども申しましたけど、ほかの業務の関係で、コロナの影響もありましてと申し上げましたけれども、そういったことで遅れてしまったということでございます。

○三原委員 我々の都合で話を進めていったら大変なことですよ。我々の都合でやると、全て我々で終わってしまいますよね。

先ほども、そこが出ているのは、設計者と発注者の感覚の違いで庁舎棟と福祉棟を大きく、小さくしたと言われましたよね。ただ設計と発注者だけで全て事足りる話のようにも聞こえるんです。これ今、庁舎棟を大きくした、福祉棟を小さくした、私、今議会で初めて聞きました。

これ田中議員が質問されたんですけど、もし田中議員が質問をされなかったら変更された部分については議会には全く説明されないと、そのまま終わってしまうということになると思うんですが、説明のタイミングをちゃんと考えられていましたか。審査をする前に。教えてください。

○石丸総合政策部長 設計概要ということでお示するというので考えておりました。変更があった点については我々の考え方の中に限られたことかも知れませんが、先ほど申しましたように技術的な精査によるものというところが大きゅうございますので、吹き抜けの、ちょっと趣味の違いもあったかも知れませんが、基本的には技術的

な精査の中にあつたということで、中身については変わっていないという考え方でおりました。

○三原委員　じゃあこれは議会が別に知る必要ないし、示す、説明する必要もないということでもいいんですね。それで。

○石丸総合政策部長　技術的なものでありまして、ちょっと我々にお任せいただけたらということで、少し細かすぎる内容かなというふうに思っておりました。

○三原委員　その細かすぎる内容が、あなた一般質問でやられたときと今日のその主張の中身、あなたも言われましたけど、違ってたと。この違っていた部分は今日こういう場がなければどこで示す予定でしたか。

○石丸総合政策部長　特に予定はございませんでした。

○三原委員　本来ならこの債務負担行為、この104億円という大変な金額です。今、審査を我々ここでしているんです。ここだけです。やはり変更があれば逐次、大事な案件じゃないですか。私は逐次示すべきだと、そう考えております。

これ、入札公告に合わせたと、概要版は作ると、お示しすると。もう決まった後に示すということですね、事後報告で。先ほど、債務負担行為が決まれば義務的経費になるので変更は困難になってくると、その時点で示されるということなんですが、さて我々はどこで具体的に審査をすればいいのか。私ちょっと分からないんです。部長はどういうふうに思われますか。

○石丸総合政策部長　我々の中で技術的な変更であるというふうに思ったのが誤りだったかも分かりませんが、逐次、業務が進む段階で実施設計の概要等をお示ししておりますので、そのような中で御説明をしまいたというふうには思っております。

ただ、今、質問をされて初めて分かったという部分がありまして、その辺りの御説明に不十分さがあつたかも分かりませんが、そこのところは御容赦いただけたらというふうに思います。

○三原委員　御容赦で済む話と済まない話が私はあると思うんです。104億円です。到底、私もだけど、恐らくこの中の人で104億円って想定ができますかといったら想定できないでしょう。それを市民の税金を使ってやるんです。だから本当は慎重に慎重に審査をしなければいけない。でも、そういう資料を提供してもらえないんだから審査のしようがない。

ちょっと先ほどから部長の言葉の中に、我々は、我々はという言葉が多いですね。我々の感覚だけでやってもらったら大変なことです。議会の存在、一体何なんですかと言いたくなります。全く存在ないじゃないですか。

大変言葉は悪いかもしれん。悪かったらまた取り消しますけど、今の議会だったらトンボの鉢巻きという状態で審査しているんです。これ恐らく田中議員が数字をチェックしなかったら、この中でいらっしゃるか、いらっしゃらないか分かりません。皆さん頭がいい人ばかりだと思うのでチェックしとってかも分からんし、私は悪いからチェックできませんでした。そして初めて一般質問で知りました。「ええ、こういうことは言わなくていいのかな」と。

先ほど技術的、技術的って言われましたが、その後にも今、田中委員が指摘されましたね。それも技術的なものかなと。技術的なものなら全て議会への報告、説明しなくてもいいのかなと。これで本当に正当な審査というのは行われるんかなと。私は頭が悪いから1回、2回聞いただけじゃなかなか分かりません。さっき言いましたように、11日だったですか、一般質問の答弁と今日言われることがもう異なっておりました。そしてその過ちに対して説明の予定はないと。

何か議会を軽視しているというか、そういうふうにしかな思えんです。誰も反対とか言っているわけじゃない。もっと慎重に皆で審査しましょうと。100年の大計だからいいもの造りましょう、みんな一生懸命考えていらっしゃると思う。でも、そういう事後報告的なことしかやってもらえないなら、まさしく議会なんて必要ない。あんまり言うところちょっと興奮してきますので。

それとこれは前々からちょっと疑問に感じていたので、建築士、設計士の知り合いが何人かいますので行ってみました。パブリックコメントをやったときに警察署の誘致は基本設計と関係ないということを何回も繰り返されました。設計士のところに行っているいろいろ聞いてみました。

じゃあ、自分が家を建てると考えたらどうですかと。家を建てたいから設計してくれって言ったら、私たちは設計をようしませんと。分かりますか。設計できないと言われました。

なぜなら、場所、位置、面積、形状、配置、全てがあって初めて設計ができるんです。それを基本設計はその配置とは全く関係ないと。何をもってそんなことを言われるんですかねと言われました。

今さらそれを言ったから、どうのこうのというわけじゃありません。でも、そのことを今日も繰り返されたので。私が言っていることが正しいか間違っているか分かりません。もしあれだったら、県のOBに1級建築士がいらっしゃるなら、その方に聞いてみるといいですよ。それでできるかと。私は家を建てたい、家だけの設計をしてくださって、できるかどうか聞いてみちゃったらい。それは空論的にはできるかも分かりません。現実

的にはできないはずです。

今さらここでもっと具体的にきちんと示すべきだと。やれ時間がなかった、コロナの関係があったとか、そんなの詭弁です。全く詭弁です。こんな大事なものをコロナがあったとか時間がなかったとか、そういう問題で片づけちゃいけません。

我々議員も真剣に、やはりこれに向かい合っていると思います。多分、なあなあじゃないと思います。それに向かってきてください。それを今日はもう賛否を採ると、本当におかしな話です。

まだ、たくさん質問はしたいんですけど、あまり質問すると私は長くなりますので今のことを伝えておきます。まだこれから先があると思います。このままの状態じゃ本当にいいものではできません。みんなで考えることなんじゃないですか、この問題は。

以上です。

**○和田委員** 今、建設事業に関わることについてはもう大方出尽くしたようですので、この予算とはちょっと横にそれるような形になるかもしれませんが、先ほど石丸部長の答弁の中で、ちょっと気になる部分がありましたのでお伺いしたいと思います。

シンポジウムをおっしゃられますけど私、これ以前、一般質問でもやったんですけど、シンポジウムはどちらかというところ、庁舎の中身をどうしていくかとか、市民要望をどちらかというところ、拾い上げる場であって、警察署を誘致しますとか、県と施設合築しますとかいうことを表に出す場ではないわけです。

その中でこれまで市民に対して広く示してきたことといえば、当然パブコメになるかと思うんですが、パブコメだけでいえば反対であったり説明を求めるような御意見のほうが多かったわけです。

先ほど、大多数の市民からの賛同を得ていると、解釈しているとおっしゃられましたが、どこをもってそういうふうな解釈になったのか教えていただけますか。

**○石丸総合政策部長** 我々、いろいろと事業を進めてまいりますけれども、確かにパブコメのときには、特に警察署の誘致に関していただきましたけど、その他に関しては特段、否定的な意見というのは頂戴していないということと、あと、我々のところは常に門戸を開いて皆さんのお声を頂戴するようにしておりますけれども、そのような否定的な御意見というのはほぼほぼなくて、御賛同される意見のほうが多いということから、我々の感覚的にでございますけど、別にアンケートを取ったわけじゃありませんけれども、感覚的に大多数の方が賛同されているという見方をお示したところでございます。

**○和田委員** 市長選も通じて比較的、庁舎の位置であったりとか、建て替えについては市民の皆様から一定の御理解はいただいているというふうに私も感じておりますし、私も現

庁舎敷地の建て替えで、ずっといいと思っていましたから、ただ、その横で、やっぱり警察署を入れたりとか県の施設を入れたりというのは、これ後からもってきた話であって、それはそれで市民にセットでお示ししてあげないと、もう敷地内に入る以上別々ではなくなってしまうわけです。トータルを市民に示してあげないと、それは判断材料にならないと思うんですが、そこはやっぱり丁寧にやっていかないと遺恨が残ると思うんですが、この辺についてはいかがですか。

○石丸総合政策部長 これも全て県の庁舎を入れていくというところを基本設計の中に織り込んでおりますから、あれでパブリックコメントをやったということでございまして、そういったものもありながら、その辺りに関して何ら反対はなく、警察に関しては敷地がもったいないじゃないとか、いろいろな問題がありましたけれども、その辺はお示しをしているというふうな考え方でございます。

○和田委員 これ正直示していないですよ。私も以前、一般質問でお願いしていましたが、先ほどコロナで説明会ができないって言っていたじゃないですか。

私は、もしコロナで難しかったら全市民にアンケート調査を行ったらどうかと。説明不足に関しては、私は一般質問のときも一定の御理解をいただいていたと思うんです。そういう回答があったと思うんですが、やはりここはどうですか、やっぱり丁寧にやっていきましょうよ。

警察署は入れたら悪いとか、いいとか言っているわけじゃないじゃないですか。その前の段階として、ちゃんとしたものを示してくださいと、それは当然、賛否はあります。だけど、やることをやって、それでも若干の反対意見があったり、賛成があったりの中で進めていくことと、全く示さずに行っていくことは、ちょっと私は違うんじゃないかなと思いますし、また先ほども出ておりましたが、この事業主負担は市民ですから、やっぱりきちんとしたものを示ししていただきたいと。これ平行線になるでしょうからここで終わりますが、ここは強く指摘しておきます。

以上です。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○山田委員 今回すごい気になっておったんですが、やはり同僚議員さんが一般質問されて、福祉棟面積が402平米ほど減ると。実際、「えっ、それどうなるの」って。もともと社会福祉協議会と災害のとき等も、ここはしっかりこっちに持ってきて、もしボランティア等も含めたときに、やっぱりここはしっかり取っていただきたいという私の個人的な要望もあったんで、これって減るってどういうことなのって、実際にはどうなるかすごい気になっていました。

もっと健次さん、突っ込んでくれればよかったのにというのも、ちょっと言ったんですけど、今日の説明では技術的などころで、本当にあまり影響がないということで、よく分かりました。

ただ、やっぱり皆さんの意見を聞くと、先ほど、議会は市民の皆さんの代表だから議会の皆さんにはしっかりと説明を、そこから意見を聞いていくという御説明もありましたよね。やっぱりここはしっかりしてもらいたいと思うんです。ちょっとした疑問でも、これは今からの防府を本当に左右する大きな事業でございます。

ですから今後、もっともっと小さい案件あると思いますけれど、先ほども和田委員から言われたように、いいか悪いかという判断じゃなくて、それを判断する材料をしっかりと説明してくれないと、土俵にも乗らないのであれば、やっぱり分からないわけです。ここはちょっと議会に対して気配りがなかったのではないかと私はそう思っているんですが、今後の執行部の在り方として、どういうスタンスで、今日の意見を参考にして、もっと議員の意見を聞きながら――庁舎建設の特別委員会もなくなったわけです。ですから、やっていないわけですから、もっと議会に対しての気配りもしっかりやっていくんだという方向で示されるのか、いやいや、淡々とやっていくって、そういう回答はないとは思いますが、そのスタンスだけ少し教えてください。

○石丸総合政策部長 今日も様々お聞ききし、頭の中がぐしゃぐしゃってなっていますんで、また帰りまして、よく考えたいと思いますけれども、最後に山田委員から助け船を出していただきましたけど、向かう方向はやはり粛々淡々という道ではなかろうとは思っております。

○高砂委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 先ほど出ました資料の再提出はお願いしてもよろしいのでしょうか。それでは、すみませんけど、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

総合政策部の皆様、お疲れさまでした。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 30 分 休憩

---

午前 11 時 31 分 開議

○高砂委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして、産業建設委員会所管のうち、産業振興部及び土木都市建設部の事項について執行部の補足説明を求めます。

なお、発言は挙手の上、委員長の許可の後をお願いいたします。

○藤井産業振興部次長 産業振興部でございます。

補正予算書第4号の8ページと別冊の補正予算案の概要3ページをお願いいたします。

まず、予算書8ページの上段の2目商工振興費でございます。

新型コロナウイルス経済対策事業の3つの事業のうち、右側でございますが、事業者相談支援補助金につきましては、概要3ページの一番上の丸の中小・小規模事業者等総合相談窓口の延長でございます。

昨年度からルルサス防府2階に開設しております総合相談窓口につきまして、当初予算で開設期間を9月末までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ12月末まで3か月間の延長をお願いするものでございます。

続きまして、予算書のがんばる事業者応援補助金は、概要3ページの2つ目の丸のがんばる事業者応援事業でございます。

今年度、当初予算で計上いたしました本事業につきまして、6月補正でも増額をお願いいたしましたが、今回さらに増額をお願いするものでございます。第1回目の申請で6月補正の額1億5,000万円に達したことから、9月補正の増額分で第2回目の募集を行いたいと考えております。

続きまして、補正予算書の中小企業DX推進補助金につきましては、概要3ページの一番下の丸の中小企業DX推進事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響下において中小企業の新たな販路開拓や生産性向上に向けて、中小企業サポートセンター「コネクト22」の指導により実行する取組を支援するものでございます。

続きまして、予算書8ページ下段の4目水防費と10ページ上段の1目農業施設災害復旧費及び2目林業施設災害復旧費でございます。これらは概要の4ページの一番下の災害対策事業となります。

これまでの大雨等で対応してきた予算を復元し、今後想定される台風等の災害に迅速に対応するため補正予算を計上するものでございます。

産業振興部は以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○宮本土木都市建設部次長 続きまして、土木都市建設部所管分について御説明いたします。

まず、歳出についてでございます。補正予算書 8 ページ、9 ページをお願いいたします。併せて、補正予算案の概要 4 ページをお願いいたします。

中段、2 目交通安全対策費の交通安全対策施設整備事業につきましては、千葉県八街市で起きました交通事故を受けて実施いたしました通学路等の緊急点検に基づき、小学校周辺の信号機のない横断歩道のカラー化につきまして、当初予算で予定をしておりました小学校周辺半径 250 メートル以内での整備から、このたびスクールゾーンの基準となります半径 500 メートル以内へ範囲を拡大いたしまして、全体で約 160 か所の信号機のない横断歩道のカラー化を実施するため補正をお願いするものでございます。

続きまして、その一つ下の段になりますが、1 目河川総務費、緊急自然災害防止対策事業につきましては、応急復旧しております大道地区、後田川と牟礼地区、馬刀川の改良復旧工事を緊急的に行うために、国の有利な起債を活用した増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算書の 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

中段、1 目土木施設災害復旧費、現年土木施設災害復旧事業につきましては、これまでの大雨等に対応してきた予算を復元いたしまして、今後想定される台風等の災害に迅速に対応するため補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算書 12 ページと 13 ページをお願いいたします。併せて、補正予算案の概要の 5 ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加につきましては、佐波川睦美橋架替事業負担金のうち右岸側取付け道路の施工範囲の変更や新しい睦美橋に電線類を添架するためのマンホールの追加により、令和 3 年度から令和 4 年度までの債務負担行為を新たに設定するものでございます。

最後に歳入についてでございますが、補正予算書、ちょっと前に戻っていただきますが、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

下段、市債につきまして、先ほど歳出で御説明いたしました緊急河川改修事業に関しまして、緊急自然災害防止対策事業債を地方債として計上しております。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高砂委員長 ただいまの補足説明に対する質疑を求めます。

○清水委員 横断歩道の件でちょっとお伺いします。

このカラー舗装ですか、昨日の新聞に松崎小学校の周辺の横断歩道に試験的に実施したというふうに記載しておりましたので、昨日、ちょっと実際に見に行っただけですけど、カラー舗装とかいうから、例えば路側帯の赤茶色っぽい舗装を想像していたんですけど、実際に見ると横断歩道の白い部分を書くような要領で緑色も書いているというような形で

見たんですが、昨日、ちょっと夕方ぐらいに見に行ったので雨が降っていたんですけど、あれだと結構滑りやすいんじゃないかなと、横断歩道の部分がですね。というふうを感じたんですが、その辺どのようにお考えかなと思いますがいかがでしょうか。

○澁谷道路課長 清水委員の質問にお答えします。

区画線には表面にガラスビーズというのが付着されておりまして、ある程度、滑り止め効果もあると思います。

○清水委員 もう1点なんですけど、今後、横断歩道が消えかかって、また改めてちょっと書かないといけないといったときに、横断歩道というのはもともと県の管理、いわゆる県警のほうになると思うんですけど、この緑色の部分は市の管轄というふうな感じで、この辺どういうふうな感じで今後補修とかなってくるのでしょうか。

○澁谷道路課長 委員がおっしゃるとおり白線の部分は公安委員会の所管になっております。白線の部分が消えれば公安委員会に再び要望していくようになりますが、緑の部分が消えていくのであれば道路課のほうで対策したいと考えております。

○山田委員 今の関連でございます。今年の3月一般質問をさせていただきまして、子どもたちの通学路を中心に信号機のない横断歩道、またドライバーから見えにくいと判断される横断歩道に対して線間をカラー舗装し、これは緑と白でございますが、通行車両等の注意喚起を促す取組を実施していただきたいというふうに言わせていただきましたが、まさに防府市の道路マネジメントとして英断をしていただきました。防府モデルとして全国に発信したいというふうに言っていただきました。有言実行をしていただいたことを本当に有り難く思っております。

先ほど、今後消えるかもしれないと、実はこれ私、10年前に質問をさせていただいております。これも一般質問でさせていただいているんですが、何でこれをやらなければいけないのか。やはり高齢者の方が地方に行けば行くほど運転免許証を持っている人が多くて、60歳の人であれば、20歳の人と比べて3倍以上、横断歩道を確認する明るさが必要なんだと、70歳では3.5倍、80歳では4倍の明るさが必要になるというデータもあります。

そこで、そのときは反射板、キャッツアイとかヘッドライトで反射するような、そういう太陽電池式も含めた発光型は高いんですけど、反射型だとすごく安価で設置できると、当時10年前で2,700円。今回、160か所といったら、これ1個の計算じゃちょっとあれなんですけど、そんなにお金はかからない。1個でも43万円ぐらいですかね、そんなにかからない。何のためにこれをやらなければいけないかと考えたときに、そういう方向というのも今後検討していただけるのか、この点お願いいたします。

○石光土木都市建設部長 山田委員の御質問にお答えします。

横断歩道を照らすということで、地面に埋めるものということで、そういうものがあるのは知っておりますけども、実際にできるかどうかというのは、耐用年数もそうですし、実際に路面に埋めるような形で突起物なんかが出たりするというのも比較すると、なかなか、はい分かりましたというような形の設置は難しいというふうに思っていますので、そういう新しいものについては常々私ども研究していますので、今の御提案についてもしっかり研究していきたいというふうに思います。

以上です。

○山田委員 ありがとうございます。

10年前に質問したときに道路埋め込みタイプのフラッシュマーカ―、実は数か所つけていただいています。もう10年経過しているんですが、これ太陽光で若干お金はかかるんでしょうけどいまだにちゃんとついています。だからこういうのも今後は研究していただきたいというのは要望をさせていただきます。

あと1点、やはり交通安全対策についてはハード・ソフトがあるんだろうと思います。本当に大切なのはドライバーとして横断歩道でルールを守ることというのは確かに必要なことだと思います。ただ、横断歩道に歩行者がいても実際のところは止まるドライバーも少ないというデータもある中で、大人が守らないのに子どもたちに気をつけなさいというのも失礼な話なんですけど、教育委員会を通じて、子どもたちになぜこういう工夫をしたのか、防府の子どもたちが事故に遭わない工夫を大人たちが一生懸命考えたわけですよ、今回。「横断歩道の線間をカラー舗装にしているんだよ」と、「何でか分かる」というのもやっぱり子どもたちには伝えていただきたいなというふうに思っていますので、しっかり教育委員会と連携を取っていただきたいと思いますが、要望させていただきますけど、よろしいですか。

○石光土木都市建設部長 今御提案いただきました件につきましては毎年、学校のほうと安全点検はしていますし、確かに安全点検ではなく、今御指摘のような子どもたちの教育にもつなげていくような形で教育委員会と話していきたいというふうに思います。

以上です。

○山田委員 ありがとうございます。

○村木委員 先ほどの横断歩道のカラー化のことについて、ちょっと質問です。

先ほど緑色は塗るけど白いところは警察のほうにと言われましたけど、白いほうは消えちよるけど緑だけ塗るといった感じになるんですか。

○澁谷道路課長 このたびの事業では白いところが消えているところも道路課が実施しま

す。今後消えていったときに、また公安委員会と協議したいと思っています。

○村木委員 ありがとうございます。概要4ページの緊急河川改修事業のことについて、ちょっと質問いたします。

馬刀川と後田川の河川改良工事についてですけども、両方現場に行ってちょっと見てきたんですけど、護岸が崩壊している場所は今までコンクリートなどで補強されていないところでしたけど、その先のしていなかったところが崩れたという感じに見えました。

崩壊場所だけでなく、その前後の場所の補強も必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○藤本河川港湾課長 御質問にお答えします。

このたびの大雨で崩れたところ、馬刀川と後田川、おおむね両方とも10メートルから15メートルぐらいちょっと崩れております。

それで、前後の取付けの部分につきましても、今のコンクリートでやられていない箇所はありますので、併せてそこも一応復旧する予定での、このたびの補正予算の計上とさせていただきます。

以上です。

○村木委員 ありがとうございます。今後も計画的にしっかりと補強をしていただければという要望しておきます。ありがとうございます。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○田中（健）委員 概要の4ページ、通学路等緊急交通安全対策事業、先ほどから議論のある横断歩道なんですけど、資料4ページで示されているところは、いわゆる歩道部分がカラー舗装されているわけですが、250メートルから半径500メートルがスクリーンゾーンということで、そこへ拡大していくということになるんですけど、これ当然入札をすれば入札の差金というようなものも出るんだろうと思うんですけど、その場合、この半径500メートルを超えるところでも場所によってはかなりの児童・生徒が通られるところがあります。

私の住んでおる小学校区などではそういうところがあります。そこはもう1キロ超えるようなところでも50名以上通るようなところで、このカラー舗装をやっと何年もかかって、合わせて3回に分けてカラー舗装していただいて、そこに近いところまで行ったのですが、まだ最終的なところまでには行っていません。あと100メートルから何メートルか残して。そういうような状況もあるわけですから、入札差金が出た場合には、この500メートル超えるところで、なおかつ児童・生徒が多いところ、それは学校のほうに要望箇所を聞けば何か所程度、入札差金でできるかというのがあろうと思うんですけども、やは

りそういうこともぜひ考えていただきたいと思うんですが、せつかくの予算ですから、その辺についてどうでしょうか。

○石光土木都市建設部長 入札差金につきましては交通安全のためにつけていただいている予算なので、その目的で今、田中健次委員が言われたような箇所を増やすような形でというのは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○高砂委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○和田委員 概要の4ページ、通学路等緊急交通安全対策事業ですが、この前からちよいちよ公安委員会がやらなきゃいけないところを市がなぜだかやっているという、市の取組に関しては本当に有り難いと思っています。このカラー舗装に対しても大変感謝するところでございますが、緑は塗って白は塗らないとか停止線が引かれていないとか、横断歩道が近いよというひし形の表示が消えているとか、基本的なことがなっていないのにプラスアルファの部分をしっかりやっていくというのは、これはまたちょっと疑問が残るのかなど、本当はこれ公安委員会に対して言いたいんですが、消えている場合とか不備がある場合は公安委員会とセットでやってもらえるようにしてもらえませんか。

○澁谷道路課長 これまでも区画線に関しては外側線引くときも公安委員会と協議しながら、こちらで横断歩道を引いたり、停止線を引いたりすることもございました。

今後も公安委員会とは協議しながら進めてまいりたいと思います。

○和田委員 協議しながら進めていって結局、費用負担がこっちになっているわけですね。それはちょっとおかしいんじゃないかと思います。

基本的に公安委員会に払われているものがあるので、それをきちんと活用して、あるべき姿に戻すことが基本だと思っていますので、これは本当に市に言うのも何か酷なんですけど、しっかりと調整をよろしくお願いします。

それと、先ほど山田委員のほうから新しい取組のこともおっしゃられていましたが、御存じとは思いますが、岩手県の山田町のほうで蓄光塗料を使った、要は太陽熱とか蛍光灯の明かりが蓄積されて発光するようなものが横断歩道につけられておりますが、それは暗闇の中でも人が見える程度のもので12時間以上もつそうです。そういったこともちょっと併せて要望しておきますので、今後の取組として同じやるならより安全にという観点からよろしくお願いします。

以上です。

○今津委員 9ページのがんばる事業者応援補助金について、ちょっとお尋ねします。

今回5,000万円が補助金として計上されておるわけですが、何かこれまで聞いたこ

とがあるんですが、額として幾らですと言われましたか。1億5,000万円と言われたかどうか、ちょっとその辺の確認とそれとこれまで支援をしてきた事業者の事業内容、それから今回5,000万円の追加ということで今回はどういった事業内容なのか。その辺のところについて、ちょっともう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○本間商工振興課長 がんばる事業者応援補助金のことですが、当初予算で1億円と6月補正で5,000万円補正させていただきましたが、かなり申込みが多くて、800件を超える申込みがありまして、予算を超える申込みがあったので5,000万円近くは不採択という形でさせていただいたところがございます。

今回5,000万円ほど増額するという形で新たに募集するということで進めたいと思っております。

事業の内容なんですけれども、これ多岐にわたっておりまして、感染症の対策、パーティションを入れたりとか空気清浄機を入れたりというのがかなり多かったんではございますが、事業転換されるということで、テイクアウトへの対応のための費用でありますとかホームページでPRしたりとか、あとネットショップ開設とか、本当に多岐にわたる事業がありまして、前向きに事業転換されるというような方に対しての補助でございますので、そういった事業が多いということでございます。

○今津委員 そうすると説明ではかなりの数、複数者あるということですね。それは大体合計でこれまで何件ぐらいあるのか。それから、そうすると1者当たりの平均の額、これがどの程度になっておるのか、その辺を教えてください。

○本間商工振興課長 前回までの1億5,000万円ということで言いますと598件採択しております。

平均するとちょっとまちまちなので25万円程度が平均かと、30万円が限度額ですので、少ない方はぎりぎりまで補助額全部使われる方もいらっしゃいますので、そういったところがございます。

○今津委員 そうすると、特に優秀な企業というか、いわゆる成長性のある企業に力を入れて支援するというよりも、どっちかというところ、コロナでなかなか大変だということから補助をしていこうというのが趣旨というふうに理解をしてよろしいですか。

○本間商工振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○高砂委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○河村委員 概要の同じく3ページ、がんばる事業者応援事業並びに中小企業DX推進事業についてお尋ねします。

今、御説明ありましたように、がんばる事業者応援事業というのがコロナ禍で大変な事

業者にとって好評で、採択されなかったという企業があり、除外されることも理解しました。また、中小企業DX推進事業についても、現在、中小企業を回るとデジタル化が進んでいる企業とまだ進んでいない企業と二極化が進んでいるように私は感じていて、この事業の重要性も理解します。

ただ、この2つの中小企業向けの事業が重なっている部分もあるようにも感じていますので、この2つの事業の違いをいま一度確認したいのですが、御説明をお願いします。

○本間商工振興課長 お答えします。

確かに、がんばる事業者補助金とDX事業、どちらもIT化の導入といったところを申請される方も多うございまして、そういった背景もございまして、今回、DX推進事業ということで、どういったふうにデジタル化を取り入れたらいいか分からないという声もちょっとよくお聞きしますので、そういったところから、初期段階から、産業振興財団によろず支援員という方がいらっしゃるんですが、そのIT担当の方等の助言等をいただいて、計画書を策定して、それに基づく継続的な事業の実施ができるというようなところまで支援していくといったところが、がんばる事業者補助金とDXとの大きな違いというところで考えております。

○河村委員 分かりました。中小企業DX推進事業というのは、そういったデジタル化に不慣れというか、事業者に対しても、その辺最初からしっかりと伴走型、見ていくと、そういう形の特別枠じゃないけど、そういった補助の理解でよろしいでしょうか。

○本間商工振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○高砂委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○三原委員 概要の4ページの通学路等緊急交通安全対策ですけど、横断歩道ということなんですけど、これは未然防止というのが一番大きな目的だと思うんですけど、現状、横断歩道で児童・生徒が交通事故の被害に遭ったとか、そういう状況はどのように把握されていますか。

○澁谷道路課長 お答えします。

公安委員会とその辺は協議しておりますが、児童がひかれたというのはまだ伺っておりません。

○三原委員 つまり児童・生徒の事故は、横断歩道では今確認できていないということでしょうか。

○澁谷道路課長 そのとおりでございます。

○三原委員 それで、この緑と白の横断歩道、たしかルルサスの前にありますよね。何人か聞いてみたんですけど、知らない方がいた。そこを通るけどカラーですかと言われる方

がいらっしゃったんですが。もう結構長いと思います、これ。

恐らくこの学校関係の事業を推進するに当たって、既存の横断歩道の効果検証ということもされていると思うんですが、その点はどうでしたか。

○澁谷道路課長 カラー舗装したところで事故が起こったということは聞いておりませんので一定の効果があると思っています。

○三原委員 ありがとうございます。

先ほどから、この予算の差金でいろいろ範囲を拡大してはどうかとか、それとか埋め込み式の発光型の太陽光のものをつけたらどうかというのがたくさんあって、皆さんやっぱり安全に対してすごく意識が高いからこういうことが出ると思うんですが、先ほど申しましたようにルルサスの前にもかかわらず「あそこにあったの」と、私、何人かから聞きました。ということで、やはり目立つということが一番大きな目的ではないかと思うんですけど、可能ならこれも検討でよろしいんですけど、先ほど範囲拡大、太陽光、フラッシュマーカーとかいろいろ出ました。一番よく目立つのが、僕は赤色灯じゃないかと思うんですよ。あそこに三角の横断歩道ですよという看板がありますけど、なかなか目に入らないというか。これも一つの案として一考していただければと思いますけどいかがですか。

○石光土木都市建設部長 赤色灯は恐らく縦割りの話をしておられると思うんですけども、公安委員会のものになると思いますので、ちょっとその辺、より安全に向けて協議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

産業振興部及び土木都市建設部の皆様、お疲れさまでした。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後0時07分 休憩

---

午後0時08分 開議

○高砂委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、昼食また検討のため、1時10分まで休憩といたします。

午後0時08分 休憩

---

午後1時10分 開議

○高砂委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより議員間討議を行います。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、以上で、議員間討議を終結します。

ここで執行部入場のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 1 分 休憩

---

午後 1 時 1 1 分 開議

○高砂委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○和田委員 本案に対する修正案を提出いたします。

○高砂委員長 ただいま修正の動議が提出されました。

ほかに修正案を出される方はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 それでは、ただいま和田委員から本案に対し修正案が提出されました。ここで修正案配付のため、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 1 1 分 休憩

---

午後 1 時 1 2 分 開議

○高砂委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、和田委員から提出されました修正案の説明を求めます。

○和田委員 提案理由といたしましては、現庁舎敷地での建て替えが決定され、進められてきた庁舎建設事業ですが、平成 30 年 10 月 12 日に山口県知事へ、防府市の新庁舎建設に伴う県施設の移転等に関する要望書が議会に示されないまま提出され、平成 31 年 2 月 14 日の特別委員会において、防府警察署の誘致や山口県防府総合庁舎との合築の資料が示されました。

その後、令和 2 年 2 月 25 日から 3 月 25 日まで行われたパブリックコメントでは、これまで類を見ないほど、多くの市民から反対や説明を求める御意見がありましたが、いまだに市民への説明がなされておらず、議会内においても、疑問を持った議員が一般質問や委員会質問を行ってきたが、納得のいく回答が返されることなく進められております。

これまで、市民に対し納得のいく説明責任を果たされておらず、新庁舎の実施設計の内容が示されない状況で、次の段階である入札等を認めることとなる債務負担行為を計上すべきではない。よって本案を提出いたします。

以上です。

○高砂委員長 ただいまの修正案に対し、質疑を求めます。

○曾我委員 ちょっとお伺いしたいんですけど、多くの市民から反対や説明を求める意見があると、これはパブリックコメントを受けて、そういう話なんですけど、私の周り、自民党の周りは基本的に反対する人はほとんどいません。一人、二人いるかも分からないですけど。

そういう中で、多くの市民というのを、パブリックコメントを見る限り、基本的に警察の人は市民を監視するということを言われている方が見るからに多くて、それというのは、基本的に市民活動団体の人に対しての意見かなという、それを35分の30人が反対しているということで85%の人とか、そういう人が反対しているという意見を言っていますけど、先ほども言いましたように、私の周りではほとんどいないわけですよ。それに対して多くの市民というのを、ちょっと誤解を与えるような表現の仕方をされていますけど、その辺ちょっと教えていただけますか。

○和田委員 賛否については市民の中でも様々あるかなとは思っておりますし、今意見を述べている議員の中でも賛否については内容もそれぞれ違うと思いますが、いずれにしても、しっかりと透明性のあるものを市民のほうに提示していただきたいと。その上でまた御意見を伺って、しっかりと皆さんの理解を得られる庁舎建設を我々議会と執行部とともに一緒に造っていききたいということでございます。

○曾我委員 それで執行部のほうはこれまで庁舎建設だよりを7回ですか、出されて、市民の意見を聞くという場も4回か何か設けられましたよね。それでまだ足りないということ自体おかしいなと思うんですけど。

基本的にはもう基本設計とか、そういうところまでしか議員は口出しちゃいけないと思うんですけど。それ以降、口出すような話になると、今日でも、この箇所は幾らするんかとかいう話になれば、これは基本的に競争入札妨害に当たるような話にも当然なってくるので、細かい話を突き詰めていくとですね。

あと県が借上げなんか、買い上げなんかという話をする場合、県議会も当然同時に進行しているわけで、県議会にも説明していない、予算も通っていないような話を防府市議会のほうに先に報告できるわけがないですよ。それはこちら側の立場から言うと、それは議会軽視だという話かも分かりませんが、県の議員から言うと、県の議員も議会軽視だという話になるので、その辺は当然お互いが打合せた上で公表するというのが原則だと思うんですけど、そういう内容の質問とかいろいろあったので、ちょっとその辺、もう実施設計の段階になって、僕も県の土木で道路とかそういうのを造っていましたが、基本設

計というか概略設計の段階は市民に公表して、どこがいいですかという、県はここがいいですよというのを示した上で、この路線で決まりましたという、3路線ぐらい示すわけですね。この路線で決まりましたという後には基本的にもう市民は関与しないんですね。それ以降、関与すると利害関係が発生すると。

例えば、今回の庁舎なんかでも木材を使えとか、そういう話を言い出すと、じゃあ、木材の会社と議員が結託しているのではないとか、そういう話のおそれもあるので、もう議員は基本的にそういう段階では口出さないんです。それにもかかわらず、ちょっと今回の質疑を見ていると、そういう質問の内容が多いということで、やっぱりあまり踏み込んでいくと、ちょっと本当に嫌らしい話になって、先ほどの競争入札妨害という話にもなるので、やっぱりその辺とかでとどめとかなないといけないということもあるので、その辺ちょっとしっかり注意していただきながらやっていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○和田委員 先ほども申し上げましたが反対の方の中でも、それぞれ意見の違う部分もあるかと思えます。

今回の提案は今日出た意見を全て私が集約して、代表しているものとは少し異なっておりますが、先ほど曾我委員の周りでは庁舎建設に反対する人はいないとおっしゃられておりましたが、そういう観点からすると、私の周りいろいろ声掛けてみると、現庁舎で納得される方は非常に多いし、そこは理解を得られているというふうには感じておりますが、ただ、警察署が誘致されるとか、総合庁舎と合築するとかいう話は知らないという方が大半でした。

そういった中で、しっかりと透明性のあるものを提示して、市民がきちんと理解した上で庁舎建設を進めていくことが望ましいかと思えますので、まず、今回の債務負担行為を計上する前に、少し進め方としてきちんとしていかなければいけないところがあるのかなというのが提案理由です。

以上です。

○吉村委員 ちょっとお聞きしたいことが1点ほどあります。

以前、私の自宅に反対のチラシが入っておりまして、防府警察署の移転とか、善良な市民団体の方かどうかは分かりませんが、大変よく広報をしていただいたものだと思っておりますが、和田委員は見られましたでしょうか。

○和田委員 うちのポストにも入っておりましたので拝見をいたしました。どうであれ一つの貴重な御意見だろうかと思っております。そこは真摯に対応していかないといけな

いかなというふうには感じております。

以上です。

○吉村委員 ありがとうございます。

私も見たんですが半分読んですぐ捨てましたが、そうやって周知してくれる方もいらっ  
しゃったので、結構、市民の方でも知っておられる方が多いのではないかと感じておりま  
す。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 ないようですので、以上で質疑を終結し、修正案及び原案について一括し  
て討論を求めます。

○久保委員 修正案反対、原案賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどのこの債務負担行為に対する委員会でのやり取りを聞いておきまして、議会の立  
場として、なるほどなと思えるところも多少あったところではございます。

執行部のほうから、もう少し進捗状況についての報告なり説明なりがあれば、あれほど  
のことにならなかったなという思いもありますが、ただ、これまで庁舎建設調査特別委員  
会等で執行部のほうからは都度、都度説明をいただいております。特に先ほどから出て  
います警察署の話等に関しても割と早い段階から委員会のほうで話が出ております。その  
際に委員のほうから特段の異論というのはたしかなかったんじゃないかというふうに考え  
ております。そう考えますと、執行部のほうとしてもこれで進めていいんだろうという判  
断は、それは当然だろうというふうに思います。

そしてまた、もともとこの事案というのは庁舎の耐震性が欠けているというような中で、  
いち早く建て替えなければいけないという中で、その点からも駅北よりは現庁舎だろうと  
いうことで始まっておりますので、進行を遅らせるような、この債務負担行為を削るよう  
なことをしてはならないというふうに考えます。

最後に、先ほども出ました緊急市町村役場機能保全事業ですか、これの補助金の件がご  
ざいます。スケジュール的にも恐らくぎりぎりのところで進めておられるかと思いたすの  
で、これが先送りになることによって数十億の損害が発生するということも考えられます。  
そう考えますと今ここで、もちろん先ほど部長のほうからありましたけど、今後の議会へ  
の説明の姿勢に対しては、しっかりと取り組んでいただけたらと思いたすのですが、この案に関し  
ては反対をして、原案に賛成の立場を表明いたします。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○清水委員 修正案には賛成、修正部分を除く原案には賛成の態度を表明いたします。こ

ここに書いてある提案理由に同意いたします。

債務負担行為として庁舎建設事業104億円が設定されておりますが、実施設計が議会に、そして市民に対して説明されておられません。

先ほど御回答いただいたところから、内容により、まだ示すことができないというわけではなくタイミングが今少し悪いからというふうな御回答をいただいたことから、執行部側のほうに少しちょっと非があるのではないかなど。そういうことであれば、すぐにでも示すことができるのではないかというふうに考えることから反対の討論をさせていただきます。

また本来、防災空地であった場所に警察署の移転を要望している経緯についても、市民に対して、これまで情報発信をしてきたというふうに御回答はいただいておりますが、丁寧な説明、また双方向での意見交換、こういったことが必要であるということも付け加えておきます。

以上で、私の討論を終わらせていただきます。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○河村委員 ただいま議題となっております議案第53号・令和3年度防府市一般会計補正予算（第4号）の修正案に反対、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

債務負担行為の庁舎建設事業につきましては、令和6年度の供用開始のために一刻の猶予はないと思われ、2号館、3号館の解体工事に続く次のステップの入札手続が必要であり、それを考慮しますと早期の予算化が必要であると考えます。

私ども公明党といたしましては新庁舎を中心とした安全・安心のまちづくりを進めるために、また、様々な市民サービスの向上を一刻も早く実現するために、新庁舎建設が円滑に進むことが市民にとって希望であると同時に重要であると考えます。

また、原案においては、がんばる事業者応援事業等、コロナ禍に苦しむ中小企業、小規模事業者への事業が計上され、また、さきの秋雨前線の緊急河川改修事業など災害対策も計上されており評価しております。

以上、討論といたします。

○今津委員 それでは修正案に賛成、修正部分を除く原案には賛成の立場で討論をいたします。

新庁舎建設計画、いわゆる合築庁舎建設計画とは何か、少し高い位置から考えてみますと、この計画は県の財政問題を背景とした計画だということができると思っております。

本来、市は本庁舎のみを建設すれば、それで事足りる話です。ところが県には財政赤字という問題があって、その改善のためには防府市にある総合庁舎、保健所をできれば引き

揚げたいという考えがありました。

仮にそうなると、防府市民が不便を被ることになる。そこで池田市長は市民の利便性と県の財政を考慮した結果、県の施設を庁舎敷地に移転する合築庁舎を考えついたわけです。それは池田市長の善意と言えれば善意と言えるかもしれませんが、そのことをいいことと評価するか、やるべきではないと評価するか、この2つの意見が存在しております。私はそれが本当に正しい選択かどうか疑わしいと考えるものであります。

県の財政問題が背景にあると言いましたが、県の財政赤字がなぜ膨らんでいるのかといいますと、それは国の緊縮財政施策に起因していると思います。国が県の財政赤字を解消する積極財政施策に転じれば、池田市長が腐心して合築庁舎建設計画を考える必要は全くないということです。

この新庁舎建設計画は国の誤った緊縮財政政策が生んだ奇形児と言えます。しかし今、コロナ災害を経て、緊縮財政が間違っていたという反省気運が強まっています。今後は県の保健所や公立病院も含め、必要な施設は統合や縮小をせずに、必要な規模を維持すべきという方向にチェンジするものと考えます。自民党の高市早苗総裁候補もこれまでの緊縮財政から積極財政に転換することを政策に掲げております。よって今、ゆがんだ庁舎建設計画に固執する必要はありません。

終わりに申し上げますが、国の財政は赤字というのは大うそです。確かに赤字国債という名の国債を発行しておりますが、その半分は政府の子会社の日銀が買い取っております。

したがって本来なら、政府は日銀に国債の利払いをするところですが、日銀は剰余金から一部の積立金あるいは配当金を控除した残りを全て国庫に納付することになっております。したがって、国は日銀に金利を払うことはありません。また、残りの国債は法人や金融機関、個人が購入しておりますが、この金利は国が支払います。ただし、国は約600兆円の金融資産を持っておりますから、この収益を利払いに充てることができます。相殺すれば僅かですが黒字になります。したがって、国債発行で財政破綻することは絶対にありませんから、国は地方交付税をもっと増やすことが十分可能なはずで、そうすれば、合築庁舎の建設に腐心する必要はさらさらないということになるわけです。

池田市長が今やるべきことは防府市にある県の施設をそのまま存続するよう、県に働きかけをすることだと思います。

以上、討論といたします。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○吉村委員 原案賛成、修正案反対で討論させていただきます。

まず、市役所の建て替えの目的としまして、第一に市民の方や職員の方の安全をいち早

く確保するということが進んでおりましたので、これで今、途中で手を止めるというのは、やはり安全が遠のくのではないかとこのことを危惧しております。

また、県の合築の件に関しましても災害の発生時等に素早く対応できるなど非常にメリットがありますし、時流としてはダウンサイジング、要は縮小がトレンドの時代の中、県の施設と市の施設と合わせて、今の面積より縮小して、より効率的に運営ができるということは非常に大きいことではないかと思っております。

その一番の大事なところは市民と職員の安全を守るというところでございますので、遅れることは許されないと考えておりますので、原案に賛成、修正案に反対させていただきます。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

○田中（健）委員 修正案に賛成し、修正部分を除く原案に賛成いたします。

修正部分を除く原案は、新型コロナ対策あるいは通学路等緊急交通安全対策事業、あるいはこのたびの大雨により被災した災害復旧、それから債務負担行為については以前から議会でそれなりに説明を受けて議論したものでありますので、その修正部分を除く原案については賛成をいたします。

それで庁舎の建設事業については、二つの点を指摘させていただきたいと思います。

一つは、手続的な進め方の問題であります。

私は改選前に特別委員会の委員長をさせていただきましたが、一昨年1月か2月だったと思いますが、それ以来、特別委員会は開かれておりません。開くことをお願いしましたが、なかなかそれができないということの中で十分な議論が必ずしもされてきたとは言えないと思います。そして、その結果が実施設計について説明が不十分だと、こういうような形であろうと思います。

今、庁舎建設事業の債務負担行為、これを削除しても、議会と執行部の間で協議の場、あるいはそういう説明の場ということを設ければ、これは例えば10月に臨時議会を開催して1か月程度は遅れるにしても、それなりに双方の理解が進んでというふうに思っております。

そういった意味で手続的にもう少しそういった点を考えていただければ、これが国の補助事業に危ないだとか、それは言ってみればためにする議論ではないかというふうに考えております。

そういった意味で、この修正案に賛成をし、修正部分を除く原案には賛成をしたいと思います。

○高砂委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○高砂委員長 討論を終結して、お諮りをいたします。

初めに、和田委員提出の議案第53号の修正案を挙手により採決いたします。

和田委員提出の修正案について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○高砂委員長 挙手少数でございます。よって、議案第53号の修正案は不承認となりました。

ただいま修正案が不承認となりましたので、次に、原案について採決いたします。

議案第53号について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○高砂委員長 挙手多数でございます。よって、議案第53号については、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件についての審査を終了いたします。

これをもって予算委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後1時37分 閉会

---

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年9月15日

防府市議会予算委員会委員長 高 砂 朋 子